

2014年10月21日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 二宮 浩輔

ネパール国 スルヤピナヤック-ドゥリケル道路改修計画
(協力準備調査(無償))
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時 2014年9月19日(金)14:02~17:01
- ・場所：JICA 本部(212 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、岡山委員、田辺委員、二宮委員
- ・議題：ネパール国 スルヤピナヤック-ドゥリケル道路改修計画 スコーピング案についての助言案作成
- ・配布資料：
 - ・ネパール国 スルヤピナヤック-ドゥリケル道路改修計画 スコーピング案事前配布資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第52回委員会)

- ・日時：2014年10月6日(月) 14:30~17:29
- ・場所：JICA 本部(会議室：1階 113 会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

全体事項

1. ワーキング委員会に提出された事前資料では、ネパール国（以下、「ネ」国）の道路密度は南アジア地域において最低レベルにあり、未舗装路が全体の5割を占めており、交通事情の改善を図るためにカトマンズ盆地から南部タライを経てインドにつながる幹線道路の拡張が急務であるという道路網拡充の必要性が述べられているが、事業実施の妥当性の観点から以下のことを合わせて記載すること。（a）「ネ」国の国家開発計画（第13次計画アプローチペーパー2013-2016）において本事業が重要な位置づけであること、（b）「ネ」国の厳しい自然条件に対し効果的かつ適切な技術を用いて災害に強い道路を敷設できうること、（c）供用後は「ネ」国で維持管理が十分に可能であるということ。
2. スルヤピナヤック - ドゥリケル間の過去数年間の交通量変化データと将来の予測交通量データに基づき、本事業の妥当性を DFR に記載すること。
3. 「ネ」国の地形的特性上、道路交通に依存した交通計画では大気汚染が深刻化し健康被害などの影響が懸念されるが、それらへの政府の対応策について確認し、DFR に記載すること。

代替案の検討

4. 代替案の検討がサンガ地域のみとなった理由のひとつとして、同地域で ROW 内に連担して建物が残存していることがあげられているが、地域毎の移転対象家屋数は示されていない。地域毎の移転対象家屋数を把握し、代替案の検討がサンガ地域のみとなったことの妥当性を DFR に記載すること。
5. 代替案の比較検討に当たっては、移転対象家屋数の定量的な比較を行うこと。
6. 自然環境への影響の比較において、伐採面積、掘削量の比較を行うこと。
7. 代替案3の建設費の欄に「用地取得のための費用が必要である上、トンネル建設のための費用が必要である」と記載すること。

スコーピング・マトリックス

8. 道路整備による将来的な排気ガス総量をできるだけ正確に推計し、それを基に、大気汚染が急激に進展して健康被害等が生じないよう対策を検討して DFR に記載すること。
9. 土壌流出による近隣河川の水質汚濁の状況を調査するとともに、その対策を DFR に記載すること。

10. 供用時の等価騒音について街ごとの調査を行い、結果を DFR に記載すること。

環境配慮

11. Environmental and Social Management Framework(ESMF) が環境面の管理に対して果たしている役割と、これまでの成果について確認し、DFR に記載すること。
12. 廃棄物の調査項目は周辺のごみ処理方法だけではなく、「ネ」国の廃棄物処理法および本件道路が位置する州の廃棄物処分場等の確認をすること。また、土やコンクリート骨材等、資材の処理フローを DFR に記載すること。

社会配慮

13. ROW 指定に基づいて既にセットバックが行われた家屋数及びその影響を可能な限り把握すること。
14. 既に行われたセットバックによって影響を受けた住民からは、補償の支払いが強く要求されており、裁判も生じているとのことである。すでにセットバックによって影響を受けた住民について、補償の支払いが行われていない等の影響がある場合には、先方政府に適切な対応を申し入れること。
15. 既に行われたセットバックによって影響を受けた住民からは、土地が使用できなかったにもかかわらず土地課税が課されていることへの不満が生じているとのことである。土地が使用できなかった期間の課税が行われている場合は、還付を行う等、先方政府に適切な対応を申し入れること。
16. 文化遺産について、工事による神木の撤去が地域コミュニティの帰属意識や観光資源としての価値にどのような影響を与えるか評価し、DFR に記載すること。
17. 工事によるシルキーオークとその他の並木を含む植生の撤去については、地域住民、NGO、行政等のステークホルダーの意見を十分聴取し、景観保護だけでなく幅広い観点からその可否を検討し、可能な緩和策について先方政府との協議を含めて、DFR に記載すること。
18. 子どもの権利について、「ネ」国における児童労働の現状について、聞き取り等による調査を行い、DFR に記載すること。
19. 生計手段への影響として、屋台商売人、農地喪失者、農業労働者等への影響の調査を行い、DFR に記載すること。
20. 供用時の事故に関して、子供を含む交通弱者への負の影響も記載すること。
21. 道路を横断する歩行者等の安全を鑑みて、適切な位置に横断施設等の設置

を検討すること。

ステークホルダー協議・情報公開

22. ステークホルダー協議には、既に行われたセットバックによって影響を受けた住民の適切な参加を確保すること。
23. ステークホルダー協議開催にあたっては、移転対象住民のみならず、生計手段喪失の可能性のある人(屋台の商売人、農地を喪失する人、農業労働者等)の十分な参加を確保すること。

以 上